



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

配偶者控除と配偶者特別控除の改正について

1. 2018年1月からの改正

世帯主の所得からの満額控除(38万円)が適用される配偶者の所得の上限が103万円以下から150万円以下に引き上げられました。

所得税の配偶者控除 18年1月から適用
市県民税については 19年6月から適用

パートで働く主婦に関係する配偶者控除の年収要件が103万から150万円に引き上げることに関連して、改正があるの「配偶者特別控除」です。

「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、似た名称ですが異なる制度です。

配偶者控除の妻の年収要件が150万円に改正されることで、配偶者特別控除も年収要件が201万円に変わります。

パート主婦が知っておきたい配偶者控除150万円に加えて、配偶者特別控除の年収要件201万円への引上げ改正についてみてみます。

2. 具体例

サラリーマンの夫、給与収入500万円、妻の給与収入140万円の場合 夫からの妻の控除は変わりなく 38万円

サラリーマンの夫、給与収入1150万円、妻の給与収入175万円の場合 夫からの妻の配偶者特別控除は 14万円

配偶者の給与収入	現行	改正後(平成30年分以後)							
		納税者本人の給与収入(目安)							
		1,120万円以下	1,170万円以下	1,220万円以下					
103万円超105万円未満	38万円	38万円	26万円	13万円					
110万円未満	36万円								
115 "	31万円								
120 "	26万円								
125 "	21万円								
130 "	16万円								
135 "	11万円								
140 "	6万円								具体例
141 "	3万円								
150万円以下									
155 "		36万円	24万円	12万円					
160 "		31万円	21万円	11万円					
167 "		26万円	18万円	9万円					
175 "		21万円	14万円	7万円	具体例				
183 "	適用なし	16万円	11万円	6万円					
190 "		11万円	8万円	4万円					
197 "		6万円	4万円	2万円					
201 "		3万円	2万円	1万円					
201万円超		適用なし							

(注)この改正は平成29年2月現時点では、まだ可決されておられません

3. 社会保険の扶養

サラリーマンの夫が会社で社会保険に加入しており、妻がその扶養(健康保険等の)になっている場合 年間130万円以上の収入のある妻が、社会保険の扶養に入ることが出来ない制度は、変わりありません。

自営業を営む夫の場合、健康保険等には関係ありません。